

国立大学法人東京医科歯科大学学生に係る学長賞表彰規則

〔平成26年7月4日〕
規則第49号

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）における学業、研究、社会貢献等の成果が極めて顕著であると認められた本学の学生及び学生団体を表彰することにより、本学の一層の発展を期するため、本学学生に係る学長賞の表彰（以下「学生表彰」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 学生表彰は、次の各号の一に該当する本学の学生又は学生団体に対して行うものとする。

- (1) 本学における学業又は研究活動において、極めて顕著な成果をあげた者
- (2) 課外活動において、極めて顕著な成果をあげ、かつ、本学の名誉を著しく高めたと認められる者
- (3) 社会活動において、極めて顕著な成果をあげ、かつ、本学の名誉を著しく高めたと認められる者
- (4) その他前各号と同等以上の表彰に値する行為があったと認められる者

（選考）

第3条 学生表彰を受ける者は、理事又は部局長の推薦に基づき、学長が決定する。

2 前項のほか、学長自らが選考の上、決定する。

（表彰方法）

第4条 学生表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状にあわせて、副賞を授与することができる。

（事務）

第5条 学生表彰に関する事務は、学生支援事務室において処理する。

（雑則）

第6条 この規則に定めるもののほか、学生表彰に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年7月4日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（令和4年9月30日規則第126号）

この規則は、令和4年10月1日から施行する。